

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

1. 経緯・概要

2024年11月29日に研究者本人から自身が関与する研究において、不正行為があったとする報告があった。これは実際にカルテを作成、診療した主治医である他の教員（以下「主治医」という。）からの指摘を受けての対応であった。本報告には、事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているため、12月2日にこれを受理し、麻布大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「本学規程」という。）に基づき調査を行った。

この度、調査結果を踏まえ、次のとおり報告する。

2. 調査

（1）調査体制

委員長	菊水 健史	麻布大学 獣医学部 教授	（内部委員）
委員	石原 淳子	麻布大学 生命・環境科学部 教授	（内部委員）
委員	伊藤 武彦	東京科学大学 生命理工学院 教授	（外部委員）
委員	三浦 竜一	東京大学 ライフサイエンス研究倫理支援室 教授	（外部委員）
委員	佐野 知子	弁護士法人名川・岡村法律事務所 弁護士	（外部委員）

（2）調査期間

2025 年 2 月 27 日～7 月 8 日

（3）調査対象論文

論文名：Amputation of the Front Medial Digit of a Holstein Cow-Successful Parturition and Milk Production
掲載誌名：Acta Scientiae Veterinariae, 2022. 50 (Suppl 1):829.
掲載年月：2022 年 11 月

（4）調査対象者

調査対象論文の著者 3 人

（5）調査対象経費

学内資金（基盤的経費への補助として大学に配分されている私学助成金を一部含む。）

（6）調査方法・手順

- ・ 告発内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の進め方を確認
- ・ 調査対象論文とカルテ等の臨床データとの比較調査
- ・ 調査対象者及び関係者へのヒアリング調査

3. 調査結果

（1）認定した不正行為の種別

- ① 特定不正行為
盗用
 - ② 特定不正行為以外の不正行為
不適切なオーサーシップ
- (2) 認定した論文等
調査対象論文
(カルテ等の臨床データ(2011 年 10~12 月に本学附属動物病院で診療した牛の症例)の盗用であり、盗元論文は存在しない。)
- (3) 不正行為に係る研究者
○「不正行為に関与した者」として認定した研究者
恩田 賢(麻布大学獣医学部 教授)
共著者 2 人については、不正行為がないと認定した。
- (4) 不正行為が行われた経費
不正行為があったと認定した論文の和英翻訳料 28,600 円及び投稿料 58,958 円が、不正行為に直接関係する経費として学内資金(基盤的経費への補助として大学に配分されている私学助成金を一部含む。)から支出されていた。
- (5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由
盗用: 不正行為を認定した論文における対象患者の性別、症状(右前肢の感染性器質変化、フレグモーネ)、診断(右前肢内側蹄骨骨膜炎)、治療方法(断蹄)及び予後観察経過(起立回復、正常分娩)が、カルテを作成、診療した主治医からの指摘を受けたものとほぼ一致することから、同一の患者のカルテ情報を元にした臨床報告論文であると判断した。また、本人は患者の診断、治療及び予後観察には関与しておらず、カルテ情報を元に論文を作成した。その際に主治医及びその指導学生が作成した写真や記録を意図的に論文に用いていること、さらに本人もこのことに関して自認していることから、これらの行為が本学規程第 29 条第 3 項に基づき、不正行為であるとの疑いを覆すことができないため、第 2 条(1)アに定める盗用を認定した。
- 不適切なオーサーシップ: 臨床報告論文において、主に診断、治療、予後観察を行い、カルテ情報を作成した主治医は、国際医学雑誌編集者国際委員会(ICMJE)国際統一投稿規定の著者基準の 1「研究の構想またはデザイン、あるいは研究データの取得、解析、または解釈に実質的に貢献した」に該当することから共著者の権利を有するものの、本人は意図的に主治医を著者から除外し、連絡も取らなかった。さらに本人もこのことに関して自認していることから、これらの行為が本学規程第 29 条第 3 項に基づき、不正行為であるとの疑いを覆すことができないため、第 2 条(1)ウに定める不適切なオーサーシップを認定した。なお、麻布大学におけるオーサーシップ・ポリシーについては、ICMJE が推奨する著者基準に準拠している。

4. 研究機関が行った措置

主治医からの指摘を受けて、既に本人が当該論文の取り下げを行っていること、また、当該論文は競争的資金等では実施されていないことが確認されたため、科学研究費助成事業の研究

課題の研究費の執行の停止措置も行っていない。なお、学内処分等については、今後就業規則等に基づき、学内で検討を行うこととしている。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

背景・動機：本人は、当時大学院生を指導する立場にあった。麻布大学の研究科指導教員の再評価において、過去5年の論文数が評価対象となるが、その論文数が不足していたため、論文を早急に出版する必要があった。このことがきっかけとなり、過去に記載途中で中断していた当該論文の完成を急いだ。その過程において、本来なら共著者の権利を有する主治医との連絡を対人関係の不和から意図的に回避し、主治医及びその指導学生が作成した写真などを盗用するに至った。

研究公正・研究倫理に対する認識・知識・理解：本人に対するヒアリングにおいて、これが盗用に当たること、不適切なオーサiershipに当たることを自認していたものの、かなり前の症例報告であること、また、カルテ情報が大学に帰属することから、主治医から改めて指摘されることはないだろうとの自己判断の下、論文化に至ったことが確認された。主治医から論文のオーサiershipに関して指摘を受け、今回の不正行為に関して改めて自認し、早急に論文の撤回及び学長への報告を行っていることなどから、深く反省はしている様子であった。今回、研究倫理の観点からは研究不正であることを自覚しながら、上記の背景、動機によってその行為に至った点は、倫理観の欠如と言わざるを得ない。

研究倫理教育の受講状況、教育の内容の適切性：本学においては、本学規程第6条に基づき研究倫理教育を実施し、受講の確認、意見等の交換も実施してきた。本人も出席していたにも関わらず、このような倫理観の欠如は、本人の意識の低さによるものと言わざるを得ない。

データ保管のルールの有無、運用の適切性：当該論文に使用されたデータは本学の臨床部門において管理されているカルテデータであり、関連教員はみなそれを閲覧することができる。また、本人はその管理責任者を担っていたことから、カルテデータの管理及び論文化における指導的立場であったものの、自ら不正に至っている。カルテデータの帰属や管理運営方法、論文化の際の著者としての権利など、本来は文書化され教員間で共有されて然るべきものであるが、そのような体制が整っておらず、これらの不備も今回の不正発生の要因の一つと言え、早急な対応が必要と考える。

投稿先の基準の確認、論文投稿前の著者による確認：投稿先も獣医産業動物に関する科学的雑誌であり、適切な選択であったと思われる。投稿前の共著者の確認及びデータの帰属先に関して、他の共著者からの意見があったものの、最終的に本人一人で判断していた。本人が指導的立場であったことから、他の共著者の行為はある程度理解できるものの、さらに開かれた論文作成プロセスの確立と、倫理観の向上が必要不可欠である。

指導教員・責任著者等による指導・マネジメント：本人が指導的立場であり、また責任著者であったことは、該当論文の研究不正において、全面的な責任を負っていると言える。その立場であるものが、本来担当する指導・マネジメントを怠ったことは、責任者としての自覚が希薄であったと言わざるを得ない。

研究者の置かれた状況、研究の環境等：カルテデータがだれでも容易に閲覧利用できることは学内における知識と科学情報の共有という意味でむしろ良いことだろうと思われるが、そのデータの管理、閲覧者の義務、論文文化における著者のあり方などが整備されていないことは、不正につながる余地を残している。また、大学院の指導教員の再評価の日時が迫っていたことは、大学院生の指導を続けたいとの思いがあったことも理解できなくはないが、それであれば、指導教員として適切な倫理観に基づく研究の手本となるべきであった。倫理観の欠如が最も大きな要因と思われる。

(2) 再発防止策

本学では2015年3月より全ての研究者及び大学院学生に対して、研究倫理教育に係るe-learning (APRIN e ラーニングプログラム) の受講を義務付けて、研究不正の防止に取り組んできたところである。しかしながら今回このような事案が発生したことを重く受け止めており、再発を防ぐためにも、総括責任者である学長、倫理責任者である研究推進・支援本部長、及び研究倫理教育責任者である両学部長が一体となって、研究倫理教育の重要性を再確認し、研究活動が健全に機能しながら活性化が進むよう、以下の事項に真摯に取り組むこととする。

- ① 公正かつ責任ある研究活動及び研究不正防止に関する学長メッセージの発信：
学長より、公正かつ責任ある研究活動及び研究不正防止に関するメッセージを発信する。
学長メッセージは大学ホームページでの公開、大学内各所にポスターを掲示し、大学において研究不正は決して許されないことであり、懲戒処分の対象となることを周知徹底する。
- ② 研究倫理教育の徹底：
研究倫理教育の受講をこれまでどおり継続することに加え、受講管理のより一層の徹底を図る。また、倫理講習会において研究不正について重点的に取り扱うこととし、本事例のほか、他の研究教育機関での事例などを学習する体制を整える。教員（指導的立場）にあっては、所属研究室内で所属学生等に研究倫理に関する教育や周知を行うこととし、研究倫理に関する意識付けを徹底する。
- ③ 適切な研究データの記録・保存を実行できる管理システムの構築：
研究者が個人で研究データを記録・保存、閲覧することが捏造又は改ざんを生みやすい環境であることを踏まえ、大学、学部、研究科単位での研究データの一元的記録・保存・管理を行うためのデータ管理体制を整備すべく、昨今のオープンサイエンスの考え方とセキュリティについて検討及びセミナー開催を行う。
- ④ 論文作成・投稿時における研究不正防止策の策定：
学術論文作成に関するオーサiership・ポリシーを徹底させる。学術論文の作成時には、共著者間で研究データの検証とその評価を必ず行うことをルールとする。
- ⑤ 研究不正告発の受付窓口の周知徹底：
研究不正が起こりにくい環境を醸成することを目的とし、大学内各所の掲示板でポスターを貼付し、研究不正告発の受付窓口が置かれていることを改めて周知徹底する。